

## 分収育林制度の仕組み

分収育林は、昭和58年に分収林特別措置法が改正され、新たに創設された制度で、造林公社（森林整備法人）が育林に必要な費用の負担者（緑のオーナー）を募集して、森林づくりを進める制度である。

造林木は土地所有者、緑のオーナー、造林公社の共有とし、伐採した際に収益を分収することになっている。

